

## USPTO、国際商標登録の電子出願手続に関するプラットフォーム移行を公表

2026 年 7 月 16 日  
JETRO NY 知的財産部  
角張、赤木

USPTO は、7 月 15 日付のプレスリリース<sup>1</sup>で、マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録のための電子出願システムについて、従来の TEAS (Trademark Electronic Application System) から WIPO 管理の「Madrid e-Filing system」に移行する旨を公表した。そしてこれに伴い、同日付の官報<sup>2</sup>で、同システムを用いた国際商標登録出願・関連手続の具体的な流れやその内容を公表した。

USPTO は、国際商標登録に特化したシステムである「Madrid e-Filing system」への移行により、ユーザーにおける手続上の過誤の低減や不備の迅速な是正など、より簡素かつ効率的な国際商標登録出願手続が可能になると説明している。

プレスリリースおよび官報によれば、米国の商標出願または商標権に基づく国際商標登録出願について、7 月 31 日から「Madrid e-Filing system」による電子出願が可能となり、9 月 30 日までは両システムが並行的に運用されるものの、10 月 1 日以降は「Madrid e-Filing system」に一本化されることになる<sup>3</sup>。

また、今般のプラットフォーム移行と併せて、USPTO は同じく 7 月 15 日付の官報<sup>4</sup>で、国際商標登録に関する電子出願システムの名称をより汎用性のある「Trademark electronic filing system」に形式的に改正する最終規則も公表している（同日に施行）。

なお、USPTO では、本年 3 月の AI を活用した商標審査支援ツール（Class ACT）の導入<sup>5</sup>、4 月の画像検索ツールのリリース<sup>6</sup>に続き、7 月から全商標審査官向けに情報の要約やデータ分析などに活用可能な AI 機能（Scout LLM）の提供が開始されるなど、AI も活用した審査実務の効率化・品質の向上に向けた取り組みが進められている<sup>7</sup>。

（以上）

---

<sup>1</sup> USPTO announces Madrid e-Filing as the new platform for international trademark filings

<sup>2</sup> Electronic Filing Systems for Filings Pursuant to the Protocol Relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks

<sup>3</sup> 9 月 30 日までに TEAS により行われた国際商標登録出願については、10 月 1 日以降も TEAS を通じて手続を行う必要がある（移行に関する USPTO ウェブサイト参照）

<sup>4</sup> References to Electronic Filing Systems in Rules of Practice in Filings Pursuant to the Protocol Relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks

<sup>5</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Ipnews/us/2026/20260325-1.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2026/20260325-1.pdf)

<sup>6</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Ipnews/us/2026/20260407.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2026/20260407.pdf)

<sup>7</sup> Head of the class: Trademarks at full power with USPTO's AI tool